

大山町保育業務支援システム導入委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和3年11月

大山町教育委員会

1 目的

大山町内の拠点保育所において、保育業務の効率化を図り、職員の負担を軽減するとともに、保護者の利便性を向上させる環境を構築するため、保育業務支援システムを新たに導入する提案を募集し、安全性、信頼性、効果的かつ効率的な運用体制の構築に必要なノウハウを有する事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

大山町保育業務支援システム導入委託業務

(2) 対象施設（令和3年10月1日現在）

施設名称	定員(人)	入所児童数(人)	所在地
中山みどりの森保育園	120	128	大山町赤坂 767-2
名和さくらの丘保育園	150	150	大山町名和 637
大山きゃらぼく保育園	180	190	大山町末長 488-1

(3) 委託業務内容

別紙「仕様書」及び「要件定義書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(5) 提案上限額

1,149,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 保育施設を運営する地方公共団体への保育業務支援システムの導入実績が複数あること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 大山町の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付け等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には行わないものとする。

実施要領等の公表	令和3年11月26日
実施要領等に関する質問の受付	令和3年11月26日から12月2日まで
実施要領等に関する質問に対する回答	令和3年12月3日
参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出	令和3年12月3日から12月9日まで
参加資格確認結果通知日	令和3年12月15日
提案書類等の受付	令和3年12月15日から12月24日まで
審査会(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和4年1月12日(予定)
審査に関する結果の通知	令和4年1月14日(予定)
契約の締結	受託候補者決定後

5 実施要領等に関する質問の受付・回答

本実施要領及び仕様書の内容について不明な点がある場合、質問書の提出及びそれに対する回答は次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (2) 受付期間 令和3年11月26日(金)から12月2日(木) 午後3時まで
- (3) 提出場所 14の担当課
- (4) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (5) 回答方法 令和3年12月3日(金) 午後5時までに質問ごとに大山町ホームページで回答する。

6 参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等を以下により提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式第2号)
 - イ 様式第2号に記載する添付書類
 - ウ 保育業務支援システム導入実績記載書(様式第3号)
 - エ 誓約書(様式第4号)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期間 令和3年12月3日(金)から12月9日(木) 午後3時(必着)
- (4) 提出場所 14の担当課
- (5) 提出方法 持参又は郵送(配達の有無が確認できる郵便に限る)

7 提案書の提出

提案書等は次に定めるところにより提出すること。なお、提案数は1社につき1案に限るものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 審査に係る提案書類提出書(様式第5号)
 - イ 提案書
 - ウ 要件定義書(回答欄に対応可否を記入のこと)

エ 見積書(様式第6号)

※導入にかかる金額を記載し、内訳がわかる資料を添付すること。

※次年度以降にかかる費用(年額及び月額)がわかる資料を添付すること。

※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

(2) 提案内容等

ア 提案書の用紙はA4判で、枚数は30枚程度とし、ページ番号を付すこと。

イ 提案書には下記の事項を必ず記入すること。

(ア) 事業者としての同様案件の実績

(イ) システムの概要

システムの機能や特徴について(機能一覧等)

(ウ) システム利用端末(パソコン、タブレット等)の推奨スペック等

(エ) 導入スケジュール案

初期システム設定や研修等について

(オ) 情報セキュリティ

保育業務支援システム上のセキュリティ対策について

個人情報保護対策等について

(カ) 保守・サポート

稼働後の保守・サポート体制について

(3) 提出部数 15部(正本1部、副本14部)

(4) 提出期間 令和3年12月15日(水)から12月24日(金) 午後3時(必着)

(5) 提出場所 14の担当課

(6) 提出方法 持参又は郵送(配達の有無が確認できる郵便に限る)

8 審査・選定

審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 審査日 令和4年1月12日(水) (予定)

(2) 審査場所 名和公民館2階 視聴覚室 (予定)

(3) 審査時間 45分程度(プレゼンテーション35分、ヒアリング及び質疑応答10分)

(4) 注意事項

ア プレゼンテーションに出席する人数は3名までとする。

イ 説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は認めない。

ウ パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、各自持参すること。

エ 準備及び撤収は、審査開始前後約10分間の休憩時間に行うこと。

9 審査方法

審査委員会において、提出された提案書等により、別紙評価基準に基づき総合的に評価し、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とする。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案参加者に書面で通知するとともに、大山町ホームページで公表する。公表事項は契約候補者及び提案者総数とする。

11 契約締結

- (1) 「8 審査・選定」において決定した契約候補者から見積書を徴し、大山町財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 の規定により随意契約を行う。
- (2) 提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提案書の提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合。
- (3) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 見積書の金額が、「2 (5) 提案上限額」を超過している場合。
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (8) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

13 留意事項

- (1) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領のほか、本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの参加に関して必要な費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- (4) 参加者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するものとする。ただし、採用した提案書等の著作権は、大山町に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類については、変更できないものとし、返却しない。
- (6) 大山町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、大山町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。
- (7) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第 7 号)を提出するものとする。
- (8) プレゼンテーションは大山町内において実施予定であるため、プレゼンテーション参加者は新型コロナウイルス感染拡大防止策を十分に講じるとともに、当日会場においても対策を講じること。なお、場合によってはリモートによる開催もあり得るため、その場合の

準備を行うこと。

- (9) やむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止、及び取り消すことがある、なお、この場合において当該プロポーザルに要した費用を大山町に請求することはできない。

14 担当課(提出及び問合せ先)

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

〒689-3211 西伯郡大山町御来屋 263 番地 1

電話：0859-54-5219

ファクシミリ：0859-54-5217

電子メールアドレス：youjikyoku@town.daisen.lg.jp